

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十四号

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立高等技術専門校条例施行規則（昭和四十五年九月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加え、「及び」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。